

A

令和 7年11月20日提出

第4回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 132 号議案	令和 7 年度浜松市一般会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
第 133 号議案	令和 7 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）…	別冊
第 134 号議案	令和 7 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
第 135 号議案	令和 7 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）・	別冊
第 136 号議案	令和 7 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 1 号）…	別冊
第 137 号議案	令和 7 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）…	別冊
第 138 号議案	令和 7 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 号）・	別冊
第 139 号議案	令和 7 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
第 140 号議案	令和 7 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
第 141 号議案	令和 7 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
第 142 号議案	令和 7 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
第 143 号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について……………	5
第 144 号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について……………	8
第 145 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について……………	11
第 146 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について……………	21
第 147 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	34
第 148 号議案	緊急防災等工事計画について……………	40
第 149 号議案	当せん金付証票の発売について……………	42
第 150 号議案	浜松市斎場再整備事業に関する契約の一部変更について……………	43
第 151 号議案	浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について・	44
第 152 号議案	工事請負契約締結について （浜松市三組倉庫新築工事（建築工事））……………	45
第 153 号議案	工事請負契約締結について （浜松市和地協働センター大規模改修工事（建築工事））……………	46

第 154 号議案	工事請負契約締結について (浜松市南陽協働センター・南陽図書館大規模改修及び耐震補強工事 (建築工事))	47
第 155 号議案	工事請負契約の一部変更について (浜松市立西部中学校校舎改築工事 (外構整備工事))	48
第 156 号議案	指定管理者の指定について (浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター)	49
第 157 号議案	指定管理者の指定について (浜松市茶室)	50
第 158 号議案	指定管理者の指定について (浜松市雄踏文化センター)	51
第 159 号議案	指定管理者の指定について (浜松市舞阪総合体育館、浜松市舞阪乙女園グラウンド)	52
第 160 号議案	指定管理者の指定について (浜松市水窪総合体育館)	53
第 161 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜 B & G 海洋センター)	54
第 162 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立賀茂真淵記念館)	55
第 163 号議案	指定管理者の指定について (浜松市福祉交流センター)	56
第 164 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北社会福祉会館ほか 2 施設)	57
第 165 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センターいたや、浜松市ふれあい交流センター 萩原)	58
第 166 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センター湖東ほか 2 施設)	59
第 167 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センター青龍ほか 2 施設)	60
第 168 号議案	指定管理者の指定について (浜松医療センター)	61
第 169 号議案	指定管理者の指定について (浜松市総合産業展示館)	62

第 170 号議案	指定管理者の指定について (浜松市観光バス公共駐車場)	63
第 171 号議案	指定管理者の指定について (四ツ池公園運動施設)	64
第 172 号議案	指定管理者の指定について (安間川公園ほか2施設)	65
第 173 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立積志図書館)	66
第 174 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立北図書館、浜松市立都田図書館)	67
第 175 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立浜北図書館)	68
第 176 号議案	浜松市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	69
報 第 25 号	専決処分の報告	70
監報第 14 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 15 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 143 号 議 案

令和 7年11月20日提 出

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部改正について

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部を改正する条例

第1条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和31年浜松市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（議員報酬） 第2条 議員報酬は、次のとおりとする。 （1）市議会議長 月額 <u>803,000円</u> （2）市議会副議長 月額 <u>717,000円</u> （3）市議会議員（前2号に定める者を除く。以下同じ。） 月額 <u>648,000円</u> （期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に100分の244.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。	（議員報酬） 第2条 議員報酬は、次のとおりとする。 （1）市議会議長 月額 <u>821,000円</u> （2）市議会副議長 月額 <u>733,000円</u> （3）市議会議員（前2号に定める者を除く。以下同じ。） 月額 <u>663,000円</u> （期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の244.25、<u>12月に支給する場合</u>には100分の249.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。

(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
-------------	-------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において受けるべき議員報酬の月額に、<u>6月に支給する場合</u>には<u>100分の244.25</u>、<u>12月に支給する場合</u>には<u>100分の249.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の246.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第 144 号 議 案

令和 7年11月20日提 出

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市特別職の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に100分の244.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。 （1）～（4） （略） 別表第1（第4条関係） <table border="1"> <tr> <td>市長</td><td>1,277,000円</td></tr> <tr> <td>副市長</td><td>928,000円</td></tr> <tr> <td>教育長</td><td>766,000円</td></tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td><td>655,000円</td></tr> <tr> <td>固定資産評価員</td><td>605,000円以下において市長が定める額</td></tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業管理者</td><td>766,000円以下において市長が定める額</td></tr> </table>	市長	1,277,000円	副市長	928,000円	教育長	766,000円	常勤の監査委員	655,000円	固定資産評価員	605,000円以下において市長が定める額	水道事業及び下水道事業管理者	766,000円以下において市長が定める額	（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の244.25、12月に支給する場合には100分の249.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。 （1）～（4） （略） 別表第1（第4条関係） <table border="1"> <tr> <td>市長</td><td>1,306,000円</td></tr> <tr> <td>副市長</td><td>949,000円</td></tr> <tr> <td>教育長</td><td>783,000円</td></tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td><td>670,000円</td></tr> <tr> <td>固定資産評価員</td><td>619,000円以下において市長が定める額</td></tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業管理者</td><td>783,000円以下において市長が定める額</td></tr> </table>	市長	1,306,000円	副市長	949,000円	教育長	783,000円	常勤の監査委員	670,000円	固定資産評価員	619,000円以下において市長が定める額	水道事業及び下水道事業管理者	783,000円以下において市長が定める額
市長	1,277,000円																								
副市長	928,000円																								
教育長	766,000円																								
常勤の監査委員	655,000円																								
固定資産評価員	605,000円以下において市長が定める額																								
水道事業及び下水道事業管理者	766,000円以下において市長が定める額																								
市長	1,306,000円																								
副市長	949,000円																								
教育長	783,000円																								
常勤の監査委員	670,000円																								
固定資産評価員	619,000円以下において市長が定める額																								
水道事業及び下水道事業管理者	783,000円以下において市長が定める額																								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の244.25、12月に支給する場合には100分の249.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に<u>100分の246.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。 (1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第 145 号 議 案

令和 7年11月20日提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 浜松市職員の給与に関する条例（昭和 3 1 年浜松市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（初任給調整手当） 第 9 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号に掲げる職にあつては採用の日から 3 5 年以内、第 2 号に掲げる職にあつては採用の日から 1 5 年以内の期間、採用の日から規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （1）医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>4 1 万 6 , 6 0 0 円</u> （2）（略） 2・3 （略） （地域手当） 第 1 1 条の 2 （略） 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に <u>1 0 0 分の 3</u>（東京事務所に勤務する職員にあつては、<u>1 0 0 分の 1 8</u>）を乗じて得た額とする。 3 （略） （通勤手当） 第 1 2 条 （略） 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額	（初任給調整手当） 第 9 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号に掲げる職にあつては採用の日から 3 5 年以内、第 2 号に掲げる職にあつては採用の日から 1 5 年以内の期間、採用の日から規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （1）医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>4 1 万 7 , 6 0 0 円</u> （2）（略） 2・3 （略） （地域手当） 第 1 1 条の 2 （略） 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に <u>1 0 0 分の 3 . 3 2</u>（東京事務所に勤務する職員にあつては、<u>1 0 0 分の 1 8 . 3 2</u>）を乗じて得た額とする。 3 （略） （通勤手当） 第 1 2 条 （略） 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額

に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき 3万1,600円を超えない範囲内で、次に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

3～8 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき 3万8,700円を超えない範囲内で、次に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

3～8 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額 3～6 (略)	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合</u>には 100 分の 105、<u>12 月に支給する場合</u>には 100 分の <u>107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合</u>には 100 分の 50、<u>12 月に支給する場合</u>には 100 分の 52.5 を乗じて得た額の総額 3～6 (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900

7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700				

	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000			
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300			
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600			
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800			
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000			
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
	86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000				
	87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400				
	88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800				
	89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100				
	90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600				
	91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000				
	92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400				
	93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700				
	94		308, 000	358, 400					
	95		308, 300	358, 800					
	96		308, 700	359, 100					
	97		308, 900	359, 400					
	98		309, 200	359, 800					
	99		309, 500	360, 200					
	100		309, 900	360, 600					
	101		310, 100	361, 100					
	102		310, 400	361, 500					
	103		310, 700	361, 900					
	104		311, 000	362, 300					
	105		311, 200	362, 800					
	106		311, 500	363, 200					
	107		311, 800	363, 500					
	108		312, 100	363, 800					
	109		312, 300	364, 200					
	110		312, 600						
	111		313, 000						
	112		313, 300						
	113		313, 500						
	114		313, 700						
	115		314, 000						
	116		314, 400						
	117		314, 600						
	118		314, 800						
	119		315, 100						
	120		315, 400						
	121		315, 700						
	122		315, 900						
	123		316, 200						
	124		316, 500						
	125		316, 800						

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		

	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

第2条 浜松市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月</u> <u>に支給する場合には100分の125、12</u> <u>月に支給する場合には100分の127.5</u>	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100</u> <u>分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日 以前6箇月以内の期間におけるその者の在

を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給す

職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の

る場合には<u>100分の50</u>、12月に支給する場合には<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略)	<u>51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 146 号 議 案

令和 7年11月20日提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（地域手当） 第15条 （略） 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の3</u>（東京事務所に勤務する職員にあっては、<u>100分の18</u>）を乗じて得た額とする。 3 （略） （通勤手当） 第17条 （略） 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。 （1） （略） （2） 前項第2号に掲げる職員 1月につき<u>3万1,600円</u>を超えない範囲内で、次に掲げる職員の区分に応じて教育委員会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ス （略） （3） （略） 3～8 （略）	（地域手当） 第15条 （略） 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の3.32</u>（東京事務所に勤務する職員にあっては、<u>100分の18.32</u>）を乗じて得た額とする。 3 （略） （通勤手当） 第17条 （略） 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。 （1） （略） （2） 前項第2号に掲げる職員 1月につき<u>3万8,700円</u>を超えない範囲内で、次に掲げる職員の区分に応じて教育委員会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ス （略） （3） （略） 3～8 （略）

(期末手当) 第 3 3 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 1 0 0 分の 1 2 5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは、「<u>1 0 0 分の 7 0</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第 3 6 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 1 0 0	(期末手当) 第 3 3 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7. 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 0</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2. 5</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第 3 6 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月</u>
---	---

分の105を乗じて得た額の総額	に支給する場合には100分の105、 12月に支給する場合には100分の 107.5を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合に100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額
3～6 (略)	3～6 (略)
附 則	附 則
13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。	13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
(1) 臨時的任用職員その他の法律により <u>始</u> 期を定めて任用される職員及び定年前再任用短時間勤務職員	(1) 臨時的任用職員その他の法律により <u>任</u> 期を定めて任用される職員及び定年前再任用短時間勤務職員
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900

17	248, 200	265, 400	360, 400	382, 800	465, 800
18	250, 000	266, 600	361, 700	384, 000	466, 200
19	251, 700	267, 800	362, 900	385, 200	466, 700
20	253, 400	269, 000	364, 000	386, 300	467, 200
21	255, 100	270, 300	365, 300	387, 300	467, 700
22	256, 400	271, 400	366, 700	388, 500	468, 100
23	257, 700	272, 500	368, 100	389, 700	468, 600
24	258, 900	273, 700	369, 400	390, 800	469, 100
25	260, 100	275, 000	370, 600	391, 800	469, 600
26	261, 200	276, 700	372, 000	393, 000	470, 000
27	262, 300	278, 400	373, 300	394, 100	470, 500
28	263, 400	280, 100	374, 600	395, 200	471, 000
29	264, 600	281, 800	375, 800	396, 300	471, 500
30	265, 700	283, 800	377, 200	397, 500	471, 900
31	266, 800	286, 000	378, 500	398, 700	472, 400
32	267, 800	288, 200	379, 800	399, 800	472, 900
33	268, 900	290, 400	381, 100	400, 800	473, 400
34	269, 900	292, 600	382, 300	401, 900	473, 800
35	270, 900	294, 800	383, 400	403, 100	474, 300
36	272, 000	296, 900	384, 600	404, 300	474, 800
37	273, 200	298, 900	385, 800	405, 500	475, 300
38	274, 100	300, 800	387, 000	406, 800	
39	275, 100	302, 700	388, 200	407, 900	
40	276, 200	304, 500	389, 300	409, 100	
41	277, 400	306, 300	390, 400	410, 200	
42	278, 500	308, 200	391, 600	411, 500	
43	279, 600	310, 000	392, 800	412, 500	
44	280, 700	311, 700	393, 900	413, 600	
45	281, 600	313, 400	395, 000	414, 800	
46	282, 400	315, 200	396, 300	416, 000	
47	283, 200	316, 900	397, 500	417, 200	
48	284, 000	318, 500	398, 600	418, 400	
49	284, 600	320, 100	399, 500	419, 500	
50	285, 400	321, 800	400, 700	420, 500	
51	286, 100	323, 600	401, 700	421, 800	
52	286, 800	325, 300	402, 800	423, 000	
53	287, 600	326, 600	403, 600	424, 200	
54	288, 400	328, 500	404, 700	425, 300	
55	289, 000	330, 300	405, 700	426, 400	
56	289, 700	332, 000	406, 700	427, 500	
57	290, 400	333, 600	407, 800	428, 500	
58	291, 200	335, 500	408, 800	429, 700	
59	292, 000	337, 200	409, 900	430, 900	
60	292, 600	338, 900	411, 000	432, 100	
61	293, 200	340, 600	412, 000	432, 700	
62	293, 900	342, 300	413, 100	433, 500	
63	294, 600	344, 000	414, 200	434, 200	
64	295, 100	345, 700	415, 200	434, 700	
65	295, 800	347, 400	416, 100	435, 000	
66	296, 500	348, 700	417, 000	435, 300	
67	297, 100	350, 000	418, 000	435, 700	
68	297, 700	351, 300	419, 000	436, 100	
69	298, 400	352, 800	419, 800	436, 400	
70	299, 100	354, 300	420, 600	436, 800	

71	299,700	355,800	421,300	437,100
72	300,400	357,300	422,100	437,400
73	300,900	358,600	422,800	437,700
74	301,500	360,100	423,400	438,000
75	302,200	361,600	424,100	438,300
76	302,700	363,000	424,800	438,600
77	303,300	364,400	425,400	438,800
78	303,900	365,900	426,100	439,100
79	304,500	367,400	426,600	439,400
80	305,100	368,900	427,200	439,600
81	305,600	370,200	427,600	439,800
82	306,100	371,500	428,000	440,100
83	306,700	372,800	428,300	440,400
84	307,300	374,000	428,500	440,600
85	307,700	375,200	428,700	440,800
86	308,100	376,400	429,000	441,100
87	308,600	377,500	429,300	441,400
88	309,100	378,600	429,500	441,600
89	309,500	379,600	429,700	441,800
90	310,000	380,700	430,000	442,100
91	310,400	381,800	430,300	442,400
92	310,900	382,900	430,500	442,600
93	311,200	384,000	430,700	442,800
94	311,700	385,100	431,000	
95	312,200	386,100	431,300	
96	312,600	387,200	431,500	
97	312,900	388,200	431,700	
98	313,300	389,200		
99	313,700	390,100		
100	314,100	391,000		
101	314,500	391,800		
102	314,800	392,800		
103	315,100	393,600		
104	315,400	394,500		
105	315,600	395,300		
106	315,900	396,200		
107	316,200	397,100		
108	316,400	398,000		
109	316,600	398,800		
110	316,800	399,800		
111	317,100	400,700		
112	317,400	401,600		
113	317,600	402,200		
114	317,800	403,100		
115	318,000	404,000		
116	318,300	404,900		
117	318,600	405,700		
118	318,800	406,400		
119	319,100	407,200		
120	319,400	408,000		
121	319,600	408,600		
122	319,800	409,300		
123	320,000	410,000		
124	320,300	410,600		

	125	320, 600	411, 200			
	126		411, 900			
	127		412, 400			
	128		413, 000			
	129		413, 600			
	130		414, 200			
	131		414, 700			
	132		415, 200			
	133		415, 500			
	134		415, 800			
	135		416, 000			
	136		416, 300			
	137		416, 600			
	138		416, 900			
	139		417, 200			
	140		417, 500			
	141		417, 800			
	142		418, 100			
	143		418, 400			
	144		418, 700			
	145		418, 900			
	146		419, 200			
	147		419, 500			
	148		419, 700			
	149		419, 900			
	150		420, 200			
	151		420, 500			
	152		420, 700			
	153		420, 900			
	154		421, 200			
	155		421, 500			
	156		421, 700			
	157		421, 900			
	158		422, 200			
	159		422, 500			
	160		422, 700			
	161		422, 900			
	162		423, 200			
	163		423, 500			
	164		423, 700			
	165		423, 900			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 238, 400	円 285, 800	円 314, 300	円 341, 600	円 425, 600

備考

- この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7, 5 0 0 円をそれぞれ加算し

た額とする。

別表第2（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	212,900	259,800	389,400	464,700
短時間	2	215,300	261,200	390,900	466,500
勤務職	3	217,600	262,600	392,300	468,300
員以外	4	219,900	264,000	393,700	470,100
の職員	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	430,700	498,400
	31	266,900	310,000	432,200	499,000
	32	267,900	311,700	433,700	499,700
	33	269,000	313,400	435,300	500,300
	34	270,100	315,200	436,700	500,900
	35	271,300	316,900	438,300	501,500
	36	272,600	318,500	439,800	502,200
	37	273,800	320,100	441,500	502,800
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	
	46	282,800	335,500	454,100	

47	283,600	337,200	455,300
48	284,400	338,900	456,500
49	285,100	340,600	457,600
50	285,900	342,300	458,800
51	286,600	344,000	460,000
52	287,400	345,700	461,200
53	288,200	347,400	462,400
54	289,000	348,700	463,600
55	289,700	350,000	464,800
56	290,500	351,300	466,000
57	291,200	352,800	467,100
58	291,800	354,400	467,700
59	292,600	355,900	468,200
60	293,400	357,500	468,700
61	294,100	358,900	469,200
62	294,700	360,500	469,800
63	295,500	362,100	470,300
64	296,100	363,500	470,800
65	297,100	365,000	471,300
66	297,900	366,600	471,900
67	298,600	368,200	472,400
68	299,300	369,700	472,900
69	299,900	371,200	473,400
70	300,600	372,800	
71	301,300	374,300	
72	302,000	375,800	
73	302,700	377,300	
74	303,400	378,900	
75	304,100	380,500	
76	304,600	382,000	
77	305,200	383,400	
78	305,800	384,800	
79	306,500	386,200	
80	307,100	387,500	
81	307,600	388,800	
82	308,200	390,200	
83	308,900	391,500	
84	309,600	392,800	
85	310,200	393,900	
86	311,000	395,300	
87	311,700	396,600	
88	312,300	397,900	
89	313,000	399,100	
90	313,800	400,400	
91	314,600	401,500	
92	315,400	402,700	
93	315,900	403,900	
94	316,700	405,000	
95	317,500	406,200	
96	318,300	407,400	
97	318,900	408,800	
98	319,600	409,800	
99	320,400	410,800	
100	321,100	411,800	

101	321,900	412,700
102	322,700	413,700
103	323,600	414,800
104	324,400	415,900
105	325,000	416,600
106	325,800	417,500
107	326,600	418,400
108	327,400	419,300
109	328,100	420,100
110	328,500	420,900
111	328,800	421,700
112	329,300	422,500
113	329,800	423,100
114	330,200	423,800
115	330,600	424,500
116	331,000	425,200
117	331,500	425,800
118	332,000	426,300
119	332,400	426,600
120	332,900	426,900
121	333,400	427,200
122	333,800	427,500
123	334,200	427,800
124	334,700	428,000
125	335,200	428,200
126	335,500	428,500
127	335,800	428,800
128	336,100	429,000
129	336,300	429,200
130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800
140	339,100	432,000
141	339,300	432,200
142	339,500	432,500
143	339,800	432,800
144	340,000	433,000
145	340,300	433,200
146	340,500	433,500
147	340,800	433,800
148	341,100	434,000
149	341,300	434,200
150	341,500	
151	341,800	
152	342,100	
153	342,300	
154	342,500	

	155	342,800			
	156	343,100			
	157	343,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		247,200	288,900	348,200	436,000

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第33条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月</u>に支給する場合には<u>100分の125</u>、<u>12月</u>に支給する場合には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第36条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割	(期末手当) 第33条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第36条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割

合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3～6 （略）	合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～6 （略）
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による

給与の内払とみなす。

（教育委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第 147 号 議 案

令和 7年11月20日提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例等の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(義務教育等教員特別手当) 第37条 (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額、 <u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に<u>応じて</u>、教育委員会規則で定める。 3 (略) 別表第1 (第4条関係) 小学校中学校等教育職給料表 (表略) 備考 1 (略) 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>7,500円</u>をそれぞれ加算した額とする。	(義務教育等教員特別手当) 第37条 (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額、 <u>8,600円</u>を超えない範囲内で、<u>前項に規定する職員が分掌する校務類型(教育公務員特例法施行規則(令和4年文部科学省令第21号)で定める基準に基づき教育委員会規則で定める校務の種類をいう。以下この項において同じ。)</u>並びに職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に<u>応じ、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して</u>、教育委員会規則で定める。 3 (略) 別表第1 (第4条関係) 小学校中学校等教育職給料表 (表略) 備考 1 (略) 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>11,500円</u>を加算した額とし、<u>4級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額</u>

別表第 2（第 4 条関係） 高等学校等教育職給料表 （表略） 備考 1 （略） 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に <u>7,700 円</u> をそれぞれ加算した額とする。	に <u>4,000 円</u> を加算した額とする。 別表第 2（第 4 条関係） 高等学校等教育職給料表 （表略） 備考 1 （略） 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に <u>11,500 円</u> を加算した額とし、<u>4 級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 3,800 円</u> を加算した額とする。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第 2 条 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 29 年浜松市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類） 第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 <u>(1) 多学年学級担当手当</u> <u>(2)～(5) （略）</u> <u>（多学年学級担当手当）</u> 第 3 条 <u>多学年学級担当手当は、小学校又は中学校の 2 の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員（教育職員給与条例第 11 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定の適用を受ける職員を除く。）が、教育委員会が別に定める時間数以上当該学級における授業又は指導に従事したときに支給す</u>	（特殊勤務手当の種類） 第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 <u>(1)～(4) （略）</u> 第 3 条 <u>削除</u>

る。 <u>2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日 1 日につき 2 9 0 円とする。</u> (教員特殊業務手当) 第 4 条 (略) 2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前 項 第 1 号 イ 又 は ウ の 業 務 <u>7, 5 0 0 円</u> (3)～(5) (略)	(教員特殊業務手当) 第 4 条 (略) 2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前 項 第 1 号 イ 又 は ウ の 業 務 <u>8, 0 0 0 円</u> (3)～(5) (略)
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第 3 条 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和 4 6 年浜松市条例第 5 9 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教職調整額の支給等) 第 3 条 教育職員のうちその属する職務の級が教育職員給与条例別表第 1 の小学校中学校等教育職給料表の 1 級、2 級若しくは特 2 級であるもの又は教育職員給与条例別表第 2 の高等学校等教育職給料表の 1 級若しくは 2 級であるものには、その者の給料月額(その者が教育職員給与条例附則第 9 項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減じられた給料月額)の <u>1 0 0 分の 4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	(教職調整額の支給等) 第 3 条 教育職員 <u>(指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和 2 4 年法律第 1 号)第 2 5 条第 1 項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第 4 項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。)を除く。)</u>のうちその属する職務の級が教育職員給与条例別表第 1 の小学校中学校等教育職給料表の 1 級、2 級若しくは特 2 級であるもの又は教育職員給与条例別表第 2 の高等学校等教育職給料表の 1 級若しくは 2 級であるものには、その者の給料月額(その者が教育職員給与条例附則第 9 項の規定の適用を受ける者である場合にあつて

	は、同項本文の規定により半額を減じられた給料月額)の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。										
2 (略)	2 (略)										
3 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。第5条において同じ。)については、教育職員給与条例第24条及び第25条の規定は、適用しない。	3 教育職員(管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第5条において同じ。)については、教育職員給与条例第24条及び第25条の規定は、適用しない。										
附 則	附 則										
2 (略)	2 (略)										
	3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の10</u> 」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。										
	<table border="1"> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100 分の <u>5</u></td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100 分の <u>6</u></td></tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100 分の <u>7</u></td></tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100 分の <u>8</u></td></tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100 分の <u>9</u></td></tr> </table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100 分の <u>5</u>	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100 分の <u>6</u>	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100 分の <u>7</u>	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100 分の <u>8</u>	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100 分の <u>9</u>
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100 分の <u>5</u>										
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100 分の <u>6</u>										
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100 分の <u>7</u>										
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100 分の <u>8</u>										
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100 分の <u>9</u>										

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。
(浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に従事した第2条の規定による改正前の浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例第3条第1項に規定する学級における授業又は指導に係る多学年学級担当手当については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例第4条の規定は、施行日以後に従事する業務に係る教員特殊業務手当について適用し、施行日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 施行日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定による教職調整額並びに浜松市教育職員の給与に関する条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第3条の規定による改正後の浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

緊急防災等工事計画について

緊急防災等工事計画を次のとおり定めるため、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 4 の規定において読み替えて準用する、同法第 8 7 条の 4 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

緊急防災等工事計画

1 目的

浜松市浜名区尾野地区における農業用水の取水源である、東ノ谷三番池は、耐震、豪雨耐性の不足により、堤体等の緊急防災等工事が必要なため、農村地域の防災減災及び用水の安定供給を目的に事業を実施する。

2 施行に係る地域

（１）農業用ため池の所在

浜松市浜名区尾野 2 5 9 9 番地の 3

（２）受益面積

3 1 . 9 ヘクタール（畑、その他）

（３）貯水量

1 1 , 6 8 0 立方メートル

3 工事

（１）堤体

押え盛土

(2) 洪水吐

嵩上げ改修

(3) 取水施設

新設改修（緊急放流施設）

4 概算事業費

(1) 事業費

84,000千円（令和8年度～令和11年度）

(2) 負担区分

ア 国 46,200千円（55パーセント）

イ 県 840千円（1パーセント）

ウ 市 36,960千円（44パーセント）

5 効果

緊急防災等工事を実施することにより、地域の防災減災に資するとともに、農業用水の安定供給により、作物の生産性向上を図る。

第 149 号 議 案

令和 7年11月20日提 出

当せん金付証票の発売について

令和8年度における当せん金付証票の発売に関し、次のように定めることについて、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

令和8年度当せん金付証票発売の限度額は、68億円とする。

第 150 号 議 案

令和 7年11月20日提 出

浜松市斎場再整備事業に関する契約の一部変更について

次のとおり浜松市斎場再整備事業契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和6年2月27日 第22号議案 原案可決)

事業の名称	事業の概要	区分	事項
浜松市斎場再整備事業	浜松斎場・雄踏斎場の設計・施工及び維持管理業務	変更前	契約金額 12,846,683,225円
		変更後	契約金額 13,562,229,854円

第 151 号 議 案

令和 7年11月20日提 出

浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

次のとおり浜松市立小中学校空調設備整備事業契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和元年 12 月 19 日 第 141 号議案 原案可決)

(令和 2 年 12 月 14 日 第 124 号議案 原案可決)

(令和 3 年 3 月 24 日 第 66 号議案 原案可決)

(令和 4 年 3 月 24 日 第 53 号議案 原案可決)

事業の名称	事業の概要	区分	事項
浜松市立小中学校 空調設備整備事業	浜松市立小中学校空調設 備の設計・施工及び維持 管理	変更前	契約金額 5,394,488,990 円
		変更後	契約金額 5,419,188,460 円

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市三組倉庫 新築工事 (建築工事)	倉庫新築工事一式 ・ 倉庫新設（鉄骨 造2階建て 延床面 積：1,995.62㎡） ・ 外構整備 ・ 既存倉庫改修 及び解体 ・ 倉庫新設及び 外構整備に伴う 機械設備工事	355,740,000円	総合評価 一般競争 入 札	浜松市中央区布橋 二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市和地協働 センター大規模 改修工事（建築 工事）	大 規 模 改 修 工 事 一式 ・大規模改修工事 ・ユニバーサルデ ザイン化整備工 事 ・改良保全工事	378,400,000円	制 限 付 一般競争 入 札 （総合評 価方式）	浜松市中央区和地 町5181番地の1 株式会社浜建 代表取締役 豊田 晃央

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市南陽協働 センター・南陽 図書館大規模改 修及び耐震補強 工事(建築工事)	大規模改修工事 一式 ・大規模改修工事 ・ユニバーサルデ ザイン化整備工 事 ・耐震補強工事(協 働センター) ・改良保全工事(図 書館)	946,000,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評 価方式)	浜松市中央区渡瀬 町1000番地の1 株式会社林工組 代表取締役社長 伊藤 友輔

第 155 号 議 案

令和 7年11月20日提 出

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和6年12月20日 第146号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
浜松市立西部中学校 校舎改築工事（外構 整備工事）	渡り廊下新設、グラ ウンド整備、テニス コート整備、敷地内 段差擁壁整備、駐車 場整備等 上 記 に 伴 う 電 気 設 備 ・ 機 械 設 備 工 事 一 式	変更前	756,800,000円
		変更後	831,010,400円

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区有玉南町 1 8 6 7 番地の 1
名 称 特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会・東海ビル管
理株式会社グループ
代表者 浜松市中央区有玉南町 1 8 6 7 番地の 1
特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会
理事長 道喜 道恵
構成員 浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市茶室
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町 5 4 1 番地の 2 0
名 称 遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 米田 典弘
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市雄踏文化センター
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1
名 称 東海ビル管理グループ
代表者 浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
構成員 愛知県豊川市豊が丘町 1 9 8 番地 1
株式会社ピーアンドピー
代表取締役 彦坂 良太郎
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市舞阪総合体育館
浜松市舞阪乙女園グラウンド
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市水窪総合体育館
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市天竜 B & G 海洋センター
- 2 指定管理者 所在地 神奈川県小田原市堀之内 4 5 8 番地
名 称 スポーツプラザ報徳・中部ビル保善共同事業体
代表者 神奈川県小田原市堀之内 4 5 8 番地
株式会社スポーツプラザ報徳
代表取締役 安藤 剛
構成員 浜松市中央区常盤町 1 3 2 番地の 1 8
中部ビル保善株式会社
代表取締役 石井 宏司
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立賀茂真淵記念館
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区東伊場一丁目 2 2 番 2 号
名 称 一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会
会長 鈴木 敏弘
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市福祉交流センター
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区成子町 1 4 0 番地の 8
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ
代表者 浜松市中央区成子町 1 4 0 番地の 8
社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
会長 川嶋 朗夫
構成員 浜松市中央区田町 3 2 4 番地の 3
東海美装興業株式会社
代表取締役 才田 光重
構成員 浜松市中央区中島一丁目 3 5 番 1 6 号
株式会社ステージ・ループ
代表取締役 今田 晴義

- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市浜北社会福祉会館
浜松市ふれあい交流センター浜北
浜松市ふれあい交流センター竜西
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町 1 6 9 番地
名 称 株式会社ヤタロー
代表取締役 中村 伸宏
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市ふれあい交流センターいたや
浜松市ふれあい交流センター萩原
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区成子町 1 4 0 番地の 8
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
会長 川嶋 朗夫
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市ふれあい交流センター湖東
浜松市ふれあい交流センター湖南
浜松市ふれあい交流センター陽だまり
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区成子町 1 4 0 番地の 8
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
会長 川嶋 朗夫
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市ふれあい交流センター青龍
浜松市ふれあい交流センター江之島
浜松市ふれあい交流センター可美
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区成子町 1 4 0 番地の 8
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
会長 川嶋 朗夫
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松医療センター
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区富塚町 3 2 8 番地
名 称 公益財団法人浜松市医療公社
理事長 鈴木 達夫
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市総合産業展示館
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町 1 6 9 番地
名 称 ヤタロー・共同グループ
代表者 浜松市中央区丸塚町 1 6 9 番地
株式会社ヤタロー
代表取締役 中村 伸宏
構成員 浜松市中央区子安町 3 1 5 番地の 1 3
株式会社共同
代表取締役 有賀 公哉
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市観光バス公共駐車場
- 2 指定管理者 所在地 東京都品川区西五反田二丁目 2 0 番 4 号
名 称 タイムズ 2 4 共同企業体
代表者 東京都品川区西五反田二丁目 2 0 番 4 号
タイムズ 2 4 株式会社
代表取締役 西川 光一
構成員 東京都品川区西五反田二丁目 2 0 番 4 号
タイムズサービス株式会社
代表取締役 川崎 計介
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 四ツ池公園運動施設
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町 8 0 8 番地の 1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 安間川公園
ゆたか緑地
ゆたか第 2 緑地
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1
名 称 東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立積志図書館
- 2 指定管理者 所在地 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 1 5 号
名 称 ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
代表者 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 1 5 号
株式会社ヴィアックス
代表取締役 西門 直
構成員 浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立北図書館
浜松市立都田図書館
- 2 指定管理者 所在地 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 1 5 号
名 称 ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
代表者 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 1 5 号
株式会社ヴィアックス
代表取締役 西門 直
構成員 浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立浜北図書館
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町 5 4 1 番地の 2 0
名 称 遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 米田 典弘
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

浜松市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

浜松市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

1 指定する郵便局の名称及び所在地

熊郵便局（浜松市天竜区熊2059番地の1）

気多郵便局（浜松市天竜区春野町気田851番地の2）

2 郵便局取扱事務

（1） 法第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

（2） 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和8年2月1日から令和8年3月31日

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故、損害賠償請求事件にかかる和解及び損害賠償の額並びに工事請負契約の変更について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
40	令和7年 9月25日	和 解 181,522円	浜松市浜名区 三ヶ日町都筑 A氏	令和7年 3月29日	浜松市浜名区三ヶ 日町都筑 地内 物損事故
事故の状況 午前7時00分頃、市道三ヶ日都筑佐久米北部線の法面からの倒木により隣接する民家のカーポート屋根を損傷した物損事故である。 負担割合 浜松市100% 対策 令和7年4月 倒木の除去及び周辺樹木の伐採処理完了。					
41	令和7年 9月25日	和 解 8,693円	浜松市中央区 幸三丁目 B氏	令和7年 5月6日	浜松市中央区小池 町2265番地の1 地 先 物損事故
事故の状況 午前11時30分頃、相手方車両が市道小池三島線を北進中、道路上にあった舗装の破片を跳ね上げ車両左側下部を損傷した物損事故である。 負担割合 浜松市30% 相手方70% 対策 令和7年5月 復旧工事完了。					

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
42	令和7年 9月30日	和 解 121,924円	浜松市天竜区 水窪町奥領家2955番 地の1 有限会社水窪タクシー 代表取締役 守屋 孝	令和7年 7月20日	浜松市天竜区 水窪町山住391番地 の2地先 物損事故
事故の状況 午後6時30分頃、相手方車両が県道水窪森線を東進中、山側法面からの落石によりフロントバンパー等を損傷した物損事故である。					
負 担 割 合 浜松市100%					
対 策 令和7年7月 法面の安全確認実施及び落石注意看板設置。					
43	令和7年 10月15日	和 解 46,141円	浜松市中央区 蛸塚一丁目 C氏	令和7年 4月20日	浜松市中央区 蛸塚一丁目 地内 物損事故
事故の状況 午後5時00分頃、相手方車両が市道蛸塚17号線を東進中、側溝のグレーチング（側溝の蓋）を跳ね上げ、燃料タンク等を損傷した物損事故である。					
負 担 割 合 浜松市30% 相手方70%					
対 策 令和7年4月 補修工事完了。					

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
44	令和7年 10月15日	和 解 14,685円	藤枝市藤岡三丁目 D氏	令和7年 7月10日	浜松市天竜区 春野町杉489番地 地先 物損事故
事故の状況 午前9時45分頃、相手方車両が市道春野門島高杉線を西進中、横断側溝のグレーチング（側溝の蓋）を跳ね上げ、車両下部を損傷した物損事故である。					
負 担 割 合 浜松市100%					
対 策 令和7年9月 復旧工事完了。					
45	令和7年 10月22日	和 解 140,910円	浜松市天竜区 水窪町奥領家2955番地の1 有限会社水窪タクシー 代表取締役 守屋 孝	令和7年 9月10日	浜松市天竜区 水窪町奥領家71番地の2 物損事故
事故の状況 午後0時20分頃、相手方車両が林道天竜川線を西進中、山側法面からの落石により車両の運転席側後部ドアを破損した物損事故である。					
負 担 割 合 浜松市100%					
対 策 令和7年9月11日 浮石の撤去。					
令和7年9月11日 落石注意の看板設置。					

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
46	令和7年 9月19日	和 解 34,100円	浜松市中央区 相生町14番10号 浜松東警察署長 川合 将仁	令和7年 7月31日	浜松市中央区 寺脇町1267番地 交通事故（物損）
	事故の状況 午後1時45分頃、訪問先駐車場から出発するため前進した際、前方確認が疎かになり、前方の交通標識と公用車の左前部が接触した物損事故である。 過失割合 浜松市100% 対 策 出発時の運転操作は、ブレーキを確実に踏みながら目視で確認することを徹底するとともに、課内全職員に事故防止に対する意識をあらためて徹底するよう注意喚起を行った。				
47	令和7年 10月10日	和 解 30,409円	浜松市中央区 西山町 E氏	令和7年 7月11日	浜松市中央区 西伊場町58番1号地 先 交通事故（物損）
	事故の状況 午前11時30分頃、県道62号線浜松雄踏線を西進中、左側道から追い越し車線に進入してきた相手方車両の右前面と公用車の左側面が接触した物損事故である。 過失割合 浜松市10% 相手方90% 対 策 常に道路状況や周囲を注視し、交通事故のリスク回避に努めるとともに、同乗者がいる場合には、同乗者も周囲に気を配るなど、課内全職員に安全運転及び事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。				

物損事故

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
48	令和7年 10月27日	和 解 201,004円	浜松市中央区 上島四丁目 F 氏	令和7年 3月6日	浜松市中央区 上島六丁目2836番 4地先 物損事故
事故の状況 午前6時40分頃、相手方車両が市道上島79号線を南進中、四ツ池公園内の樹木が枯死のため倒木しており、相手方車両左側側面ボディ及び周辺を損傷した物損事故である。					
負 担 割 合 浜松市 100%					
対 策 令和7年3月6日 樹木伐採安全対策完了。 巡視点検の徹底。					
49	令和7年 11月4日	和 解 447,501円	浜松市中央区 上島六丁目 G 氏	令和7年 3月6日	浜松市中央区 上島六丁目2836番 4地先 物損事故
事故の状況 午前6時00分頃、相手方車両が市道上島79号線を南進中、四ツ池公園内の樹木が枯死のため倒木しており、相手方車両左側側面ボディ及び周辺を損傷した物損事故である。					
負 担 割 合 浜松市 100%					
対 策 令和7年3月6日 樹木伐採安全対策完了。 巡視点検の徹底。					

損害賠償請求事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和解 年月日	和解の内容
番号	年月日				
50	令和7年 10月10日	和解 260,700円	住所不定 H氏 任意代理人 浜松市中央区 中央一丁目2番1 号 イーステージ浜松 オフィス3階 弁護士 森本 峻行	令和7年 10月10日	堀留緑道において発生 したトイレドアと足元 灯器物損壊事件につい て、相手方は浜松市に 260,700円を支払うこと で和解したもの。
事件の状況 令和7年9月20日、浜松市中央区東伊場二丁目14番所在の堀留緑道において、浜松市が管理する同施設の公衆トイレドア1枚及び電灯1基を相手方H氏が損壊させたことにより、浜松市に損害が発生した。 和解条項 1 相手方は浜松市に対して上記記載の器物損壊行為すべてを認め、これを深く謝罪する。 2 相手方は浜松市に対して本事件に関する修理費用 260,700 円を支払う。 3 浜松市と相手方は、本件に関し、本示談書に定めるもののほか、浜松市と相手方の間に何ら債権債務がないことを相互に確認する。					

工事請負契約の変更

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
51	令和7年 9月26日	天竜浜名湖線金指・岡 地駅間4.2k500m 付近西金指踏切新設工 事	931,514,000円	856,697,923円	令和7年 9月26日
変更の理由 工法変更に伴う減額変更 減額率 △8.03%					
工事の概要 西金指踏切新設工事 一式 榎下踏切撤去工事 一式 排水路移設・撤去、取合道路整備 契約者住所 浜松市天竜区二俣町阿蔵114番地の2 氏 名 天竜浜名湖鉄道株式会社 代表取締役社長 松井 宜正 議決状況等 当初契約：令和4年3月24日 第56号議案 原案可決 823,988,000円 変更契約：令和7年2月26日 第20号議案 原案可決 931,514,000円					

